

平成24年度 科目等履修生 資格関係科目履修に際して(補足事項)

【教職履修生】

概要	解説	備考
教職課程とは	<p>本学の教職課程は、学部学科の教育方針と密接な関係があります。従って、原則として学部在籍時の専攻と関連の薄い教科の免許状取得を目的とした履修は認めておりません。</p>	<p><例外> 履修生となる以前に1種類以上の免許状を所有している場合は、審査の上、教職課程の履修が認められることがあります。</p>
「教育実習」の履修について	<p>本学では、実習の前年度末までに「教職に関する科目」の単位を全て修得済みの必要があります。</p>	<p>「教育実習指導(一)」も含まれます。「教育実習」の単位認定は当該実習年度の年度末(3月下旬)となります。</p>
「教育実習指導」の履修について	<p>原則2年間連続履修科目です。便宜上、「教育実習指導(一)」と「教育実習指導(二)」としています。(一)は実習の前年度までに、(二)は実習年度に履修します。</p>	<p>単位は「教育実習指導(二)」終了時に「教育実習指導(一)」を含め、1単位が認定されます。</p>
教育実習校の確保について	<p>本学では紹介等はいたしませんので、各自の責任で出身校に依頼し確保してください。</p>	<p>実習希望校との手続き方法及び時期等は、各自でご確認ください。</p>
免許の申請について	<p>免許(中学・高等学校)の申請は免許状取得要件を満たした後に、各自で居住地の都道府県教育委員会で行ってください。 ただし、本学大学院に在籍中の方につきましては、修了と同時に免許状取得の要件を全て満たせる場合には、専修免許状のみ大学による一括申請の対象となります。詳細は修了年度に開催の説明会で説明します(欠席者は個人申請となります)。</p>	<p>市町村〔政令指定都市・政令市・中核市含む〕教育委員会ではありません。 専修免許状は一種免許状と同一の教科のみ取得することができます。</p>
既に1教科以上の免許を所有して、さらに同一校種他教科の免許状取得を希望する場合	<p>取得を希望される免許状教科の「教科に関する科目」20単位以上に加え、以下の科目の単位を修得する必要があります。 <中学校一種免許状> 「教職に関する科目」のうち教科教育・指導に関する科目を8単位分修得する必要がありますが、8単位分の科目を開講していない教科もあり、1年間で8単位分を修得しきれない場合がありますので、ご了承ください。本年度の開講科目については、申込時に窓口でご確認ください。 <高等学校一種免許状> 「教職に関する科目」のうち教科教育・指導に関する科目を4単位分修得する必要があります。</p>	<p>教育職員免許法第六条 別表4に規定。 なお、本学では不足科目の履修可能な大学等の紹介等は一切行っておりません。 単位は認定されませんが、「教育実習指導(二)」に出席する必要があります。「教育実習指導(二)」では教育実習の事前指導と事後指導(反省会)が行われます。</p>
資格取得について	<p>出身大学で単位を修得した科目のうち「教職に関する科目」については、本学開講科目と対応しているかどうかを必ず確認してください。なお、科目によっては出身大学で単位修得済みでも、改めて本学の開講科目の履修が必要な場合があります。</p>	<p>詳細については、各自で都道府県教育委員会(「免許の申請」参照)の指導を必ず受けてください。</p>
介護等体験について	<p>奈良県教育委員会及び社会福祉協議会からの斡旋を受けた施設に配当します。体験には前年度までに事前指導を受けている必要がありますので、ご希望の方は別途ご相談ください。 なお、「介護等体験」のみの科目等履修は認めておりません。</p>	<p>所定の体験費が必要です。</p>
「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」(文部科学省令第34号)の施行(平成21年4月1日)に伴う経過措置について	<p>平成25年3月末までに「教職に関する科目」のうち「教職総合演習」の単位を修得できなかった方は、平成25年4月以降は、教育実習終了後に新科目「教職実践演習」の履修が必要になります(25年3月末までに修得できた方は新科目は履修不要です)。</p>	<p>新科目では教職に必要な資質能力の有無が確認されます。資質能力が身につけていない場合は教育実習を終えても単位は認定されません(教免取得要件を満たすことができません)。</p>

※不明な点は、学生支援センター(教務担当)にお問い合わせください。

【学校図書館司書教諭履修生】

概要	解説	備考
資格取得について	教育職員免許状を1つ以上所有していることが条件です。	履修できるのは教員免許状取得済みの方または取得見込みの方だけです。
「修了証書」について	<p>所定の単位を修得し、学校図書館司書教諭講習に「書類参加」することで、修了証書が授与されます（実際に講習会に出席する必要はありません）。証書の授与は申請された年度の年度末（3月末～4月初旬）になります。</p> <p>申請手続きについての詳細は講習実施大学（奈良教育大学等）にお問い合わせください。</p>	<p>本学大学院在籍中の方で教育職員専修免許取得予定の方に限り、大学を通じて一括申請を行っています。詳細は専修免許一括申請説明会の際に説明します（出席されない方は、個人申請していただくこととなります）。</p>

【司書履修生】

概要	解説	備考
「司書資格証書」について	所定の単位を修得された方には「司書資格証書」が授与されます。	<p>証書の発行は単位認定後（学期末）となります。志願票に記載のご住所に送付いたします。</p> <p>前期・・・9月末～10月中旬 後期・・・3月末～4月中旬</p>
図書館法施行規則の改正について	図書館法施行規則の改正により、資格取得には新科目の修得が必要となります。平成24年度は一部の科目を開講しませんので本学のみでの資格取得はできません。詳細はお問い合わせください。	修得済みの旧科目の一部は、平成24年度以降も読み替えにより司書に関する科目として見なされます。

【学芸員履修生】

概要	解説	備考
「博物館実習」について	<p>博物館学芸員資格科目のうち「博物館実習」は原則2年間連続履修の科目です。便宜上、1年目を「博物館実習I」（前期実施）及び「博物館実習II」（後期実施）、2年目を「博物館実習III」としています。</p> <p>「I」及び「II」は主に学内での実習、「III」は学内、学外の博物館での館園実習を行います。</p>	<p>博物館実習I・II・IIIはそれぞれ個別に1単位ずつ認定されます。</p> <p>博物館実習Iに合格した上で、IIも合格しており、かつ、博物館概論と博物館学各論の両科目を修得済みであれば、翌年度に博物館実習IIIの履修が認められます。</p> <p>科目等履修生の方は博物館実習I・II、及びIIIを同一年度に履修することができますが、その場合は出願時点で博物館概論と博物館学各論の両科目が修得済みである必要があります。</p>
「学芸員資格証書」について	所定の単位を修得された方には「学芸員資格証書」が授与されます。	<p>証書の発行は単位認定後（学期末）となります。志願票に記載のご住所に送付いたします。</p> <p>前期・・・9月末～10月中旬 後期・・・3月末～4月中旬</p>
博物館法施行規則の改正について	博物館法施行規則の改正により、資格取得には新科目の修得が必要となります。平成24年度は一部の科目を開講しませんので本学のみでの資格取得はできません。詳細はお問い合わせください。	修得済みの旧科目の一部は、平成24年度以降も読み替えにより学芸員に関する科目として見なされます。

※不明な点は、学生支援センター（教務担当）にお問い合わせください。